

入札監理小委員会の審議結果報告 個人被ばく管理に係る業務

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

- ア) 外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理
- イ) 内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守・管理
- ウ) 上記業務に係るデータ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理

○実施場所

核燃料サイクル工学研究所 個人被ばく管理棟、放射線保健室、医務棟、計測機器校正施設（管理区域含む。）※、ホールボディカウンタ車庫

※ 計測機器校正施設にて実施する線量計の保守管理のための基準照射業務のみ管理区域内作業となる。

○対象期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（市場化テスト5期目）

（注）市場化テスト4期目（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の事業評価は未実施（令和6年5月頃予定）

○事業目的

職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者について、外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定等の個人被ばく管理を行うこと

(2) 選定の経緯

本事業は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）において、関係法人による応札など不透明な調達に関する新聞報道（平成27年12月）を経緯として、機構から自主的に選定され、平成28年度の公共サービス改革基本方針（平成28年6月28日閣議決定）別表において、新規事業として選定されている。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

(1) 外部被ばくの線量測定について

外部被ばくによる線量測定については、受託事業者を機構に常駐させて線量を測定する方法から、遠隔地（外部機関）に個人線量計を送付して当該外部機関に線量の測定を委託することを検討するよう指摘されてきたところ。

当該指摘に関しては、令和5年10月に、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正（以下「規則改正」という。）が施行され、外部被ばくの線量測定については、①事業者が測定を行う場合は、測定能力について第三者機関の認定を取得するか、②第三者機関の認定を取得している外部機関のサービスを利用することとされた。

機構からは、規則改正及び委員会の意見も踏まえ、次期事業以降の外部被ばくによる線量測定については、上記②の第三者機関の認定を取得している外部機関の測定サービスを順次導入する方針が示されたことから、前期（令和2年度から4年度）に係る事業評価において、新たな制度の下で、民間事業者に委託する業務の範

困やその実施方法について不断の見直しを行いながら、より広範な事業者の参画を通じた更なる改善を検討すべきであるとされた。

【対応】

外部被ばくによる線量測定については、受託事業者を機構に常駐させて線量を測定する方法から、遠隔地（外部機関）に個人線量計を送付して当該外部機関に線量の測定を委託することを検討しており、①第一段階として、両者を併用して、②第二段階として、全て外部機関へ委託することとしている。

また、上記②とする時期については、外部被ばくによる線量測定の機器メーカー（TLD メーカー）の保守期間の終了時期（令和9年3月末まで）等を考慮して、令和8年4月から全て外部機関へ委託することを検討していることから、今期の契約期間を令和6年4月から令和8年3月までとしている。

(2) 作業員の人数、常駐の必要性について

イ) 「令和5年度における要員体制の例」（【資料8—2】30/76頁）

機構が想定する標準要員数（5人程度）の記述を削除して、業務従事要員数を落札者の裁量によることとした。

ロ) 「8. 実施体制及び業務に従事する要員」（【資料8—2】67/76頁）

総括責任者及び業務従事要員の勤務形態（常駐又は常駐が望ましいこと）に関する記載を削除した上で、過去の勤務実績として業務従事者数を記載した。

ハ) 「9. 業務に必要な資格等」（【資料8—2】67, 68/76頁）

放射線業務従事者及び放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく防護従事者については2名以上、大型自動車運転免許所有者については1名以上配置することとしていたが、必要数配置することに変更した。

3. その他の修正変更について

(1) 入札スケジュール（予定）の変更について（【資料8—2】7/76頁）

入札スケジュール（予定）に変更があったため、スケジュール変更を反映した。

<スケジュール変更の内容>

②第1回入札説明会（於：東京）

「同上」（令和5年12月上旬頃）→「令和5年12月中下旬」

③第2回入札説明会（於：東海村、現地説明会を含む。）

※記載は「同上」であるが、スケジュール（予定）は「令和5年12月上旬頃」→「令和5年12月中下旬頃」に変更

④質問書受付期限「令和5年12月中旬頃」→「令和6年1月中旬頃」

(2) 社内・所内規程等の閲覧・複写等について

資料の閲覧に限らず複写や写真撮影、電子媒体での提供も可能とした（ただし、核物質防護上の情報管理の関係から、核物質の盗難、破壊行為等につながるおそれがある施設図面等の非公開情報を除く。）。（【資料8—2】23, 70/76頁）

(3) 応札者拡大に向けた広報及び情報収集について

機構の他部署である原子力科学研究所や大洗研究所の受託事業者を含めて幅広く広報を行うこととした。

(4) 適切な入札準備期間の確保について

民間事業者における入札準備期間を確保するため、前期（第4期）事業における入札スケジュールの見直しを行い、今期（第5期）事業においては、以下のとおり入札手続に係る所要日数を確保することとした。

<入札手続>	<前期（第4期）>	<今期（第5期）>
・入札公告期間	「30日」	→ 「35日」
・入札公告開始～入札書提出期限	「56日」	→ 「62日」
・入札公告開始～業務開始	「106日」	→ 「115日」

4. 実施要項案の審議結果について

(1) 入札参加資格審査の合格者について

最低価格落札方式であっても、サービスを提供するために必要な知見が確保される必要があるため、入札参加資格審査の合格者が満たすべき要件として適当な事項は「3. 入札参加資格に関する事項」と「4. ⑤技術提案書等提出期限」のどちらか検討していただきたい。

【対応】

機構において検討したところ、サービスを提供するために必要な知見が確保されていることを確認するための資料としては、入札仕様書、技術提案書が適当であることから、「4. ⑤」に修正した（【資料8-2】10/76頁）

(2) 本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等の取扱いについて

二次使用及び第三者提供を行わないことを条件とする旨を記載するべきではないか。

【対応】

本業務に係る適用規定、社内規定、要領書等の取扱いについて、二次使用及び第三者への提供を行わないことを条件とする旨を追記した（【資料8-2】23, 70/76頁）

5. パブリック・コメントの対応について

令和5年9月27日から10月5日まで実施したパブリック・コメントにおいて、提出された意見はなかった。

以上